

介護助手の仕事について





目次

- 福祉の仕事について
 - 介護の仕事について
 - 介護助手の必要性について
 - 介護助手の仕事について
- 

福祉サービスの形態

入所利用型		<p>利用者が施設に入所して、そこに居住し、支援が行われる。</p> <p>24時間365日体制の支援が必要なため、職員は夜勤を含むシフト（変則）勤務をする。</p>
通所利用型		<p>利用者が自宅等から施設に通って、一定時間施設内で実施される支援。 プログラム終了後は自宅に帰る。</p> <p>利用者が通ってこられる日中に勤務。 送迎車の運転を兼務することが多く、運転免許を求められる場合がある。</p>
訪問型		<p>利用者の自宅に訪問して、日常生活の介護や支援を行う。</p> <p>利用者の必要な時間に出向く。 利用者宅から次の利用者宅へ、自転車やバイクでの移動が必要な場合がある。</p>

対象者別福祉サービス

対象者		入所	通所	訪問
大人	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・グループホームなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 (デイサービス) ・通所リハビリテーション (デイケア) など 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護/リハビリテーションなど
	障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設 ・グループホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型) ・生活介護など 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護など
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・母子生活支援施設など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター ・老人憩いの家など 	
子ども	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・児童養護施設など 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園など 	
	障がい児	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児入所施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後デイサービス ・児童発達支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護など

介護助手の活躍が期待される主な施設

- 特別養護老人ホーム
特養（とくよう）と略してよびます。
要介護3～5の方が生活の場として介護を受けることができます。（終身利用できるイメージ）
- 老人保健施設
老健（ろうけん）と略してよびます。
要介護1～5の方が在宅復帰を目指し医療的ケアやリハビリを受ける施設です。（入所期間は原則3か月）
- その他 グループホームなど

介護現場について（介護の基本の考え方）

介護の3原則といいます

- ▶ 1. 生活の継続性
なるべく生活環境や習慣を変えずに、可能な限り今までと近い暮らしを継続できるようにする。
- 2. 自己決定の尊重
本人が望まない生き方や介護は行わない。
高齢者自身が意思決定をし、周囲はその選択を尊重する。
- 3. 残存能力の活用
身体に残っている機能を最大限活用し、日常生活の動作で本人ができることは何でも自分でやってもらう。

介護現場について（働いている職種）

※老健の例



支援相談員



ケアマネージャー



理学療法士



作業療法士



言語聴覚士



介護職員



医師



管理栄養士



看護職員

介護職の仕事（1日の例）

6：00 起床介助

着替えや排泄をお手伝いします。



7：30 朝食介助

エプロンを出す、とろみを付けるなどの準備、食事後の片付けも行います。

食後 口腔ケア

口の中を清潔に保つことで、誤飲や風邪などの予防にもつながります。

9：00 入浴介助



12：00 昼食介助

食後 口腔ケア

14：00 レクリエーション

利用者さんが楽しみながら体を使ったり頭で考えることで、運動機能の維持や認知症の予防などにもつながります。

16：00 おやつ

18：00 夕食介助

食後 口腔ケア

就寝介助

利用者さんが寝るタイミングでお手伝いします。

21：00 消灯





介護助手の必要性

- ・介護職員の負担軽減
- ・介護人材の不足の解消
- ・介護業務の質の向上

業務の切り分けを行い機能分化を図ります。介護助手に補助的な周辺業務をお願いすることにより、介護職員は身体介護や専門性の高い介護業務に注力しサービスの質の向上を図ります。

介護助手の仕事

- 介護現場での仕事の中の、「直接身体に触れるような介護業務」**以外**の業務です。
(周辺業務といいます)
- 例えば、ベッドメイキング・食事の配膳下膳・居室の清掃など・・・



介護助手はチームの一員

介護職員やその他の職員との上下関係ではなく、**役割の違い！**





日本の大きな課題である
介護の人材不足を解消し
ずっと安心して暮らせる社会のために

ぜひ、みなさんの力をお貸しくください！